

平成17年度 第3回秋田県公共事業評価専門委員会

議 事 録

平成17年11月30日

平成17年度第3回秋田県公共事業評価専門委員会議事録

日時 平成17年11月30日(水) 13:30～16:40

場所 三井アーバンホテル秋田

出席者

秋田県公共事業評価専門委員会委員

委員長	高橋 庄四郎	社団法人秋田県経営者協会専務理事
委員	石井 千万太郎	秋田大学工学資源学部助教授
委員	井上 正鉄	秋田大学教育文化学部教授
委員	小笠原 真澄	大湯リハビリ温泉病院院長
委員	小西 知子	あきたNPOコアセンター理事長
委員	小林 一三	秋田県立大学生物資源科学部教授
委員	佐藤 照男	秋田県立大学短期大学部教授
委員	佐藤 万里子	秋田県女性議会の会前会長
委員	澤口 勇雄	岩手大学農学部教授
委員	羽田 守夫	秋田工業高等専門学校教授
委員	松富 英夫	秋田大学工学資源学部教授

秋田県

加藤農林水産部長、清水森林技監、黒子農林水産部参事、佐藤農山村振興課長、堀江農地整備課長、遠藤水産漁港課長、佐々木森林整備課長、佐賀建設交通部次長、佐藤建設交通部次長、増田建設交通部参事兼建設交通政策課長、高松建設交通部参事、川原下水道課長、中山道路課長、佐々木河川砂防課長、加賀屋建設交通政策課政策監、加藤道路課政策監、村木河川砂防課流域防災監、大高港湾空港課上席主幹 他

内容

《1.開会》

《2.挨拶》

《3.委員紹介》

《4.県出席者紹介》

以上 略

《 5 . 出席状況の報告 》

司会：次に出席者の状況について事務局から報告をお願いします。

事務局：本日は委員総数 15 名のうち、11 名が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第 13 条第 3 項に定める定数を満たしており、委員会が成立することを報告いたします。

《 6 . 議事 》

司会：ここで、本日の議事の予定について説明いたします。次第に従いまして、議案第 1 号から第 3 号までを審議していただきますが、予定では 4 時 30 分終了を目途にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれから議事に入らせていただきます。議事の進行は秋田県政策等の評価に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、委員長が議長となつて行うこととなっておりますので、高橋委員長に議事進行をお願いいたします。高橋委員長は議長席にお移りいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

高橋委員長：本日は師走を向かえ月末の皆さんお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。今年 3 回目の委員会ですが、これまでのご協力に対しまして、議長としまして厚く御礼申し上げます。平成 10 年に公共事業評価制度が発足し、それ以来委員会に出席させていただいておりますが、色々な分野の公共事業について調査、審議、これを行う度に感じますことは、暮らしの安心、安全、住みよい地域づくり、これらに関するインフラはもちろんですが、経済面でも多くの公共事業投資が本県経済の中に血液となって流入しています。その面は強く印象を持っております。

審議にあたりましては、評価基準であります事業の必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度といった視点で時代の変化を読みながら、総合的に判断をしてこれまでまいったと自負しております。本日は新規箇所、再評価箇所、終了箇所を含みまして 43 件が審議対象になっておりますが、そのうち前回委員会意見がありまして、みなさんにお諮りしたところ、重点的に説明する事業について事前に報告いただきたいというご意見がございました。それを受けまして、今回 43 件のうち 15 件について重点説明を受けました後、全体的に審議してまいる予定でおりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号に入りたいと思います。委員会の公開または非公開についてお諮りしたいと思います。委員会の公開または非公開については、審議会等の会議の公開に関する指針に定めます会議の公開基準に基づきまして、委員長が委員にお諮りすることになっております。このことにつきまして事務局からご意見をお願いいたします。

事務局：今回の議案につきましては、会議の公開基準に照らして、非公開とするものがないと判断されます。

高橋委員長：ただいま事務局から会議の公開基準に照らしまして、非公開とするものがないということですので、公開として進めさせていただきますがよろしいでしょうか。それ

ではご異議がないようですので、本日の会議は公開として進めさせていただきます。

続いて議案第2号に入りますが、その前に事務局から終了箇所の評価概要と第2回委員会で出された意見について、説明があるとのことですのでお願いいたします。

事務局：お手元の「資料1」をご覧ください。平成17年度に知事が行う政策等の評価に関する実施計画の抜粋です。その中の23ページですが、公共事業の終了箇所評価について、記述されております。目的等を簡単に説明させていただきます。終了箇所評価の目的としましては、県が実施した公共事業の有効性等について箇所別に評価を行いまして、適切な維持管理、利活用の検討、同種事業の計画、調査等に反映させるための情報を提供する、ということを目的としてあります。終了箇所の対象としては、総事業費が10億円以上の事業箇所、事業終了から2年経過したものとなっております。終了箇所評価の観点と評価項目につきましては、4番目に書いてありますが、有効性の観点、効率性の観点、社会経済情勢の変化等を踏まえながら総合的な観点から評価を行うものとしてあります。今回審議対象の43件のうち33件が終了箇所評価ですので、よろしくご審議下さる様お願いいたします。

続きまして、第2回委員会で委員の皆さまから出されました意見の内容と、それに対する県の対応についてお答えいたします。前回委員の皆さまから様々な意見をいただきました。「資料2-1」が意見書であります。内容としては、1点目に環境や景観に配慮した事項を評価調書に記載する、ということです。2点目は全体事業費が大幅に増加する事業については随時評価の対象とする、2点目の評価基準につきましては、類似事業についてはできる限りその統一を図り、その考え方について本委員会等第三者に対する説明責任を果たすとする。3点目は事前に重点的に審査する箇所について報告するということとあります。これらにつきまして、県の対応についてご説明申し上げます。1点目の環境や景観に配慮した事項について評価調書に記載する、ということにつきましては、3頁目の横長の「資料2」をご欄下さい。これについては、できる限り議題に記載するよう努めますが事業の性質によりまして、環境に配慮する度合いが小さいものもありますので、記載の程度、内容については、所管課の判断に任せさせていただきたいと思っております。評価基準に盛り込むか否かにつきましては、平成18年度の評価基準の策定にあたって検討することにしてありますが、全ての評価基準にこれを盛り込むことは難しいと考えております。2番目の全体事業費が増加しているものについて随時評価対象とする、ということにつきましては、これも平成18年度の公共事業評価の実施に向けまして、一定割合以上増加した場合には、経過年数要件は5年、10年とありますが、これにこだわらず随時評価の対象とすることを検討してまいりたいと考えております。3番目の評価基準についてですが、類似事業につきましてはできる限りその統一を図るということ、その考え方について説明責任を果たすということにつきましては、100点満点の中で事業ごとの特性に応じて評価項目配点を設定しておりますので、異種事業間でそれを全て統一すること困難であると考えております。ただし、類似事業間での統一につきましては、様々な意見がありましたので、これも18年度の評価基準策定にあたって検討課題としてまいりたいと思っております。その考え方につきましても専門委員会に説明してまいりたいと思っております。従いまして、今回の評価につきましては、「資料1」にあります、4月当初の評価基準によって評価してありま

すが、18年度以降の改定に向けて検討してまいりたいと思っております。4番目は、重点的に審査する事業箇所について事前に報告する、ということについてですが、今回からお手元にありますとおりA3版で表を配布しているほか、事前に説明する箇所の一覧を添付しております。今回は農林水産部所管事業は6件、建設交通交通部所管事業は9件ということで事前に報告しております。この箇所数、選定方法につきましては今後色々なご意見がおりかと思っておりますので、意見があれば承りたいと思っております。以上です。

高橋委員長：ただいま終了評価、今年度、今年2回目の終了評価になりますが、この基準についてと、前回の委員会で各委員から出されました意見に対する県の対応について概略、説明いただきました。この対応につきましては、平成18年評価基準の策定に大いに反映されるものと思っております。この場で今の説明を踏まえまして、これだけは言っておきたいという点がございましたら、補足いただきたいと思っております。特にないようですので、意見を十分踏まえまして平成18年度の評価基準に反映させていただきたいと思っております。

それでは次の議案2号の評価の実施状況に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：平成17年11月25日付けで、知事から当委員会に諮問がなされております。こちらの諮問箇所につきましては、次第の資料の4、5頁目に総括表があります。全部で43件ということになっております。農林水産部19件、建設交通部24件ですのでよろしく調査ご審議下さいますようお願いいたします。なお次第には建設交通部所管事業が23件となっておりますが、24件の間違いですので、お詫びして訂正いたします。

高橋委員長：それでは、これから諮問のありました43件の事業につきまして、調査審議を行ってまいります。初めに進め方として、県の各部から新規箇所評価、再評価、終了箇所評価の実施状況をご説明いただいた後、質疑、意見の交換を行います。その後で、次回の審議会で重点審議する事項を抽出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。それではそのように進めさせていただきます。

初めに農林水産部所管事業について農山村振興課からお願いします。あらかじめ報告がありましたとおり、重点的に説明する事業につきまして事前報告がございましたが、農山村振興課から担い手育成事業新規箇所と終了箇所併せて2件についてご説明をお願いします。

農山村振興課：農山村振興課の佐藤と申します。当課が所管しております新規箇所評価5地区、終了箇所評価4地区についてご説明します。

それでは新規箇所評価についてご説明申し上げます。担い手育成基盤整備事業の区画整理型が4地区、高度利用型1地区、計5地区です。区画整理型と言いますのは、区画の整理と合わせて用排水路、農道、暗渠排水などを整備する事業です。高度利用型は過去に区画整理が完了した地区につきまして、用排水路や農道、暗渠排水の新設、変更など地区の実状に応じた総合的な整備を行う事業です。これら5地区の中から代表して、本堂城回地区について説明いたします。本堂城回地区の5頁です。この地区は仙北平野の東部に位置しておりまして、旧千畑町と旧太田町にまたがっておりまして、この地区の西側には国指

定史跡の払田の柵があります。当地区は 10 アールの小区画の水田からなる約 440 ヘクタールの規模で、周辺地域では大区画ほ場整備が完了、実施中という状況です。1 頁の、事業の概要で事業の立案に至る背景ですが、この地域は地域農業を継続させるため、複合経営の推進と地域間競争に耐えうる足腰の強い農業生産体制を構築することを目的にし、ほ場整備計画を契機に農業生産法人の設立に取り組んでおります。農業生産法人は受益面積の 65 パーセントを経営する計画でして、地区内にある 10 集落において、1 から 2 集落を単位に 6 組織設立することとしております。それぞれの法人では地域の特色を生かした特長ある複合経営を行うとしており、例えば県のメジャー作物であるアスパラガスや、地域資源である湧水を活用したセリの生産などに取り組む予定です。特にセリについては、JA や普及センターと連携して県内有数の特産地を目指しており、先進地研修にも積極的に取り組んでおります。次に、2 頁目の所管課の 1 次評価をご欄下さい。ピックアップして説明しますが、3 番目の有効性の観点について、担い手となる農業生産法人が基幹となる水稲について、作付け面積の 3 分の 1 ぐらいを目標に直播販売に取り組む計画です。これにより低コスト営農が確立されまして、節減された労働時間を複合経営の推進に活かしていく計画である、となっておりまして、全体として 20 点の評価としております。効率性につきましても、地形勾配に応じた区画割りや暗渠排水の位置の工夫などによりまして、低コストを図り 10 アール単価が県営平均の 160 万円を下回る 145 万円としていること、更に費用便益比についても 1.55 と高い数値であることなどから 20 点の評価としております。更に熟度の観点ですが、評価項目の一つである環境との調和については、前回の評価委員会におきましても、ご指摘をいただいておりますが、十分に評価調書に対応しきれれておりませんので、補足して説明したいと思います。調書の 8 頁の一番下の写真をご覧ください。本地区におきまして、絶滅危惧種のイバラトミヨ雄物型が生息しておりまして、イバラトミヨ雄物型が生息する湧泉は貴重な地域の財産として、地域の環境学習の場などに活用されております。こうしたことからこの地区におきましては、地域住民が参加する形で環境に関する検討組織を設置して、近傍で行われている保全活動の実績なども参考にしながら、湧泉の保全や湧水を枯らさないための対策として盛土工法を採用することとしております。こうしたことも含めまして、熟度としてはトータルで 18 点としております。以上のことから判定欄に記載してあるように、総合評価点は 94 点となりまして、判定ランクは 1 となっております。本堂城回地区については以上のとおりですが、他の 4 地区についてもほぼ同様の結果となりましたので、全てランク 1 となっております。

引き続き、終了箇所評価ですが、農道整備事業について 4 地区ありますが、代表的地区として北沢について説明いたします。北沢地区の 5 頁に地図に赤い線で示してあるように、雄勝郡羽後町田代を起点として、北沢山牧場と農地開発事業で整備されました五輪坂の牧草地を經由して、終点が西馬音内の五輪坂自然公園付近の町道となっております。茶色の線が七曲峠のある県道となっております。地区の概要は 1 ページに、この地域では米を中心に野菜、畜産の複合経営など積極的に取り組んでいる地域でありまして、最近ではトマト、オクラ、花卉栽培も盛んに行われております。この地区は羽後町北部の山間部にありますが、特に田代地域では畜産の粗飼料や野菜などに使用する堆肥など、農地開発事業で整備された五輪坂地区の牧草や農業施設に依存しているため、これまで大きく迂回している県道を利用するしかなく、大きな支障となっておりました。このことから東西に集落を

結ぶ幹線ルートを確保し、農産物の搬入、搬出経路の短縮などを目的に昭和 58 年に事業を実施され、平成 15 年の完成により農作物や農業資材の輸送経費が軽減され、更に農村生活環境の改善が図られております。次に事業の内容と効果ですが、最終事業費が 27 億円で、整備延長は 6,821 m、全幅員が 7 m、車道幅員が 5.5 mとなっております。費用対効果につきましては、4 ページに計算書をつけておりますが、1.44 と高い数値となっております。住民満足度の状況ですが、今年の 9 月に受益者、周辺住民の方々を対象にアンケート調査を実施しております。調査の結果は、多くの農家が農地や農業用施設へのアクセスが改善され、労働時間の短縮や輸送コストの縮減などについて評価しております。農家以外の満足度では大半の周辺住民の方が、通勤などの日常生活や公共施設等への利便性向上について評価しております。事業効率の手法と効果につきましては、2 ページに農業輸送や営農交通の短縮を業績指標としておりますが、1 台あたりの平均走行距離短縮延長が目標値 2 km としておりますが、それと実績が同じということですので達成率 100 パーセントにしております。次に自己評価ですが、3 ページに点検表を示しておりますが、有効性では住民満足度の状況としてアンケート調査から高い評価になっております。事業目標の達成率は 100 パーセントで A ランクとなっております。効率性では費用便益比が 1.44 であり A ランクとなります。総合評価としては、A ランクの妥当性が高いという評価となっております。北沢地区については以上ですが、他の 3 地区でもほぼ同様の結果となり全て A ランクの評価となっております。以上、農山村振興課の新規箇所、終了箇所について説明いたしました。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

高橋委員長：続きまして、農地整備課から説明をお願いします。担い手育成基盤整備事業と土地改良総合整備事業の終了箇所 2 件についての予定ですがお願いいたします。

農地整備課：農地整備課長の堀江です。今回ご審議いただきますのは、担い手育成基盤整備事業 6 件の終了箇所評価、土地改良総合整備事業 1 地区です。重点して選んだものを説明いたします。終了箇所の通常“はなぞの”と読みますが、地元では“はなぞ”と呼んでいます。本地区は 1 事業の概要に記載のとおり、平成 10 年度から 15 年度の 6 カ年で事業を実施させていただきました。総事業費は 15 億 4,000 万円となっております。資料の 5 ページに位置図があります。本地区は一級河川である玉川、主要地方道である角館六郷線に挟まれた黄色に着色された地区です。行政界区分では旧角館町と中仙町に広がりを見せております。概ね 80 パーセントが旧角館町、残りが旧中仙町となっております。1 ページの事業の概要の 3 段目、事業の立案に至る背景ですが、地区内のほ場の大半が未整備で、農道は狭く、水路は土水路でありました。そのような水田が多く、農地が分散している状況があり、生産性の向上と維持管理費の節減など、営農のコスト節減に向けた総合的なほ場条件整備をしようということで、この事業が開始されました。次の段、事業の目的ですが、1 つは生産性の向上による生産コストの低減の推進、2 つ目は機械化による営農の効率化を図る、農業用水の安定確保と排水条件の改善を行うとし、輪作体系を実現化する暗渠排水を実施する、ということ踏まえて地域を担う経営体の経営基盤を強化する目的で実施したものです。次に、事業費の内訳、事業内容は、事業費が計画時と比較して 3 億 1,000 万円の減となっております。このことは事業内容に記載しておりますが、区画と

暗渠排水面積が 8.9 ヘクタールほど減になったことに加えて、物価変動による作業員の労務費や資材費が安くなってきたということです。事業面積の減については、計画区域内で河川改修が実施されることになりまして、堤防用地等に農地が提供されたことから、その分を地区から除外したものです。次の終了後の問題は特にありません。住民の満足度状況ですが、平成 17 年 2 月にアンケート調査を実施しました。これは農業者、非農業者を対象とし、農業への直接の効果、自然環境と生活環境への効果について 5 点満点で評価していただいたものです。その結果は平均総合点 3.83 点となり高いものと考えております。次に上位計画との位置付けです。ここに記載のとおり食料・農業・農村基本計画、秋田 21 総合計画が上位計画として位置付けられております。2 ページで、前回の評価結果等については、6 年間で事業が終了したことからこれまで再評価の対象となっておりません。事業の効率把握の手法及び効果については、この欄の指標名に書いてある担い手等への農地集積率を指標としております。その目標値は 60 パーセントで、実績値 60 パーセントということで目標を達成しているという現状です。2 番目の所管課の自己評価についてですが、有効性を判断とする住民の満足度は、アンケート調査によって高いものということで、評価 A としました。効率性については、経済性の妥当性の指標である、費用対便益費が 1.52 となっており、採択基準となる指標 1.0 以上となっていることから効率性は高いと評価しました。以上が当地区の概要です。

次に天王中央地区です。事業期間は平成 3 年度に着手し平成 15 年度までの 13 ヶ年間をかけて完了しました。事業の実施位置については、5 ページに添付してありますが、旧天王町の八郎潟調整池に面した地域です。1 ページの事業の立案に至る背景としては、地区内のほ場は、昭和 29 年から 32 年にかけての耕地整理により、10 アールに整備されておりましたが、用排水が土水路で地下水が高いということで、湿田が多くその維持管理が困難な状況にありました。このため生産性の向上と維持管理費の節減など、営農コストの低減に向けた総合的な整備を必要としていました。事業目的については、農業用水の安定的な確保と水管理が省力化できる、いわゆる維持管理費の節減を狙っています。輪作体系を確立するための排水路整備等も実施しております。事業費の内訳、事業費内容は、この地区についても作業員の労務費、資材費の低下により計画時と比較して 3,000 万円ほど減額となっております。事業の内容については計画時と変わっておりません。終了後の問題点は特にありません。住民満足度の状況は、アンケート調査を実施し、その結果総合満足度で 3.75 点という評価を得ました。2 ページの前回の評価結果については、平成 10 年度に再評価を実施させていただき、妥当という判断をいただいております。事業効率の把握及び手法の効果については、当該地区は水田に対する畑作物を導入する割合面積を指標とし、地区面積約 540 ヘクタールほどありますが、そのうち 118 ヘクタールを他の作物に切り替えようという計画で、その実績値としては 148 ヘクタールに導入が進み、達成率も大きく上回っております。所管課の自己評価は、有効性の判断にあたりアンケートから高いとし A としました。効率性についても施工の要件である経済性を見て A と判断しました。以上で農地整備課所管箇所の説明を終わります。

高橋委員長：続いて森林整備課から説明願います。

森林整備課：森林整備課長の佐々木です。森林整備課所管事業について説明します。対象箇所は新規箇所評価の2件ですが、そのうち水土保持林整備の中の地域防災対策総合治山事業について説明します。箇所名が雄勝郡羽後町西馬音内堀廻の薊沢地区です。この地域防災対策総合治山事業は山地災害危険地区の集中した一定地域において、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため緊急に行う総合的な対策事業です。薊沢地区は西馬音内堀廻の上流で西馬音川の左岸側に位置し、今年4月に融雪と豪雨により林地崩壊が発生し、不安定化した土砂が沢を閉塞し、さらに林道薊沢線も埋没している状況です。この閉塞している不安定な土砂がダム状となっておりますので、これが決壊した場合には土石流となり下流に被害を及ぼす危険が大きくなっております。この地区の保全対象は人家が75戸、県道1,500m、田畑20ヘクタール、元西小学校、元西郵便局、一級河川西馬音内川となっております。今回崩壊した区域の周辺は山地災害危険地区に指定されており、これらを復旧するため地域防災対策総合治山事業で実施するものです。事業内容は荒廃地域の一体的な復旧整備や森林の公益的機能が高度に発揮される、複層林への誘導と造成のため全体事業として溪間工7基、山腹工3ヘクタール、森林整備3.4ヘクタールを平成21年までの4年間で事業費4億8,000万円で復旧整備したいと考えております。2ページの1次評価についてですが、必要性については、不安定化した土砂が流出した場合に土石流となり、下流人家等に甚大な被害が予想されることから、事業実施が必要と考えております。緊急性については、大量の土砂が沢を閉塞していることから、早急に対策工事を実施する必要があります。有効性として、山地災害危険地区に2地区指定されており、地域防災対策総合治山事業の実施により、秋田21総合計画に掲げている災害に強い県土づくりに貢献できることになると思います。効率性については、災害防止便益から費用対便益比が3.84と高くなっております。熟度は、今後の降雨等によっては土石流の発生が危惧されることから、下流住民の安全の確保のため、県道に土石流センサーを設置するなど、地域住民との避難態勢が徹底されており、地元との合意が図られております。環境保全の配慮として、治山ダム工の型枠には秋田杉の間伐材、山腹には秋田杉の間伐材の丸太柵などの使用を計画しております。このような観点から評価点合計は90点とランク1の優先度がかなり高いとなっております。総合評価として、各評価結果から新規事業実施箇所として優先度が高く事業実施すべきと考えております。以上で森林整備課関係の説明を終わります。

高橋委員長：最後に水産漁港課からお願いします。

水産漁港課：水産漁港課長の遠藤です。水産漁港課所管の新規箇所評価1件の事業について説明いたします。事業名は地域水産物供給基盤整備事業です。新規箇所の最後のインデックスに八森漁港とあります。八森漁港は山本郡八森町横間に位置し、5ページに位置図がありますが、下側の四角で囲んでいる右下の広域漁港整備事業八森地区が事業の場所です。事業期間は平成18年から平成22年度までの5カ年です。総事業費は11億8,300万円で国の補助率は50パーセントです。事業内容については、6ページに平面図、8ページに航空写真がありますが、8ページのピンク色で示してある、防波堤160m、護岸80m、岸壁175m、泊地浚渫7,500㎡、用地整備1,600㎡となっております。本漁港につ

いては、昭和 26 年に漁港指定を受けて漁港整備を続けておりますが、平成 13 年度から 22 年度までの漁港整備基本計画を策定し事業を実施してきました。前半の 5 ヶ年間が経過した時点で、計画を見直すこととしておりまして、今回は後期 5 カ年計画を新規箇所として要望するものであります。前期 13 年度から 17 年度については、8 ページの図面でいきますと、沖側の下のほうになります。離岸式消波工ということで、天端高 2.5 m の消波ブロックを設置しております。今回の見直しにあたり、本漁港など全県各地域の漁港がありますが、その地域の中で中核となる漁港を集中的に整備することとし、事業費については、防波堤、護岸など安全性と、漁業生産に直接つながる施設を重点的に整備することに絞っております。事業実施の必要性、緊急性等についてですが 2 ページ目の 1 次評価の内容について要点を説明します。防波堤 160 m の整備は、9 ページの写真の下に冬季の風浪による防波堤からの越波の状況を写真に示してありますが、一昨年平成 15 年 9 月の台風 14 号で港内に係留していた漁船一隻が転覆するなど、近年台風や冬季風浪等により、漁港、漁船の被害が多発しております。通常時においても波浪の状況により、入出港や陸揚げ作業に支障を来していることから、港内静穏度の向上が必要で、防波堤を整備し、安全停泊と出漁日数の増加による漁獲量の増大を図ることとしております。岸壁の整備ですが、9 ページから 12 ページに一連の写真がありますが、漁港内がかなり狭隘であるということで、港内がかなり混雑しております。そういったことで漁獲物の陸揚げ、氷や燃料の積み込みの準備、休憩に必要な係船用の岸壁が充足率 74 パーセントと不足していることから、安全で効率的な陸揚げ作業が可能な、最低限の岸壁の整備を行うこととしております。水域の整備ですが現在漁港内の海岸や突堤のそばなど、岸壁以外に係留している漁船がありますので、そういった漁船の停泊地を確保するために泊地の整備と新設を行うこととしております。用地の整備は、ハタハタの漁獲量が年々増加しており、岩ガキ、マグロといった新たな漁獲物の増加に伴って、より安全で合理的な荷さばきなどの陸上作業ができるよう用地を造成することとしております。その他、八森町は峰浜村と合併しますが、新しい八峰町のまちづくり計画の中で、この地区の基幹作業である漁業の維持、存続する上で安全で生産性の高い漁業生産基盤としての漁港を整備することにより、新規就業者の増が期待されるとともに、水産業を核とした加工施設、研修施設そういった観光振興等の地域活性化に取り組むこととしております。以上の事項を考慮して、2 ページ右側にありますが、評価点は 86 点で、判定ランクは 1 となっておりまして、安全で効率的な漁港整備の推進と県北部地域の中核漁港、水産物流通の拠点として、県民に安全で新鮮な魚介類を供給すること。また必要性など各評価の結果や費用便益比率が 1.82 と、事業実施箇所としての経済性、並びに優先度が高いことから事業実施は妥当であると判断しております。以上、水産漁港課関係の新規評価箇所についての説明を終了します。

高橋委員長：以上をもちまして、農林水産部所管のご説明を終わりますが、新規箇所 3 件、終了箇所 3 件についてご説明いただきました。所管の件数は 19 件ですので、重点説明がありました 6 件を含めまして、19 件についてご審議願います。A 3 の資料の新規案件については、全て選定という県の方針が出されております。終了箇所評価については、全て A という評価になっておりますが、これらを踏まえましてご意見を賜りたいと思います。時間の関係上、新規箇所と終了箇所を一括してお諮りしたいと思いますので、併せてご質

問、ご意見をいただきたいと思います。小西委員。どうぞ。

小西委員：農林水産部の新規箇所、八森漁港についてお伺いいたします。上位計画での位置づけと関連プロジェクトは、まちづくり計画等も連結しているようです。ハタハタの漁が盛んになってきて、それも踏まえた2次評価の中では保留となってまして、財政課長の意見として改善して選定という評価が出ております。これによって計画自体が事業の内容、事業費等見直しが図られて、次の段階の最終評価の選定に至ったものと思われませんが、こういうのは整備すれば人が来るのか、人がいるのか整備するのかという問題も一つあるということで、数合わせではない、計画づくりをお願いしたいということです。質問としては2件ありまして、観光振興とまちづくりとか、活性化と話されましたが、ここの場所は五能線の利用客との連動も考えられると思いますが、漁連関係、地区住民、関連の部署にロジックモデルとかをご提示なさって、共通意識、共通認識を図られたのかどうか、もう一つは前に港湾の委員もやったことがありますが、八森漁港の話も出たと思います。その中で漁港の整備に関しては、環境に影響があるのではないかとということで、自然保護団体の方からご意見が出ておりました。そういう意味において、自然、周囲への環境配慮は今後どのように図られていくお考えなのか、この2点をお伺いしたいと思います。

石井委員：関連してですが、新規事業に関して前は再評価ということで長年時間が経った事業に対して、どうでしょうかという、新規事業についてもこの会議で行うということになったようですが。その時に良くわかりませんが、新規事業は八森漁港のようにこういう計画を立てると、別のところで港の計画を立てて、港湾などの審理を経ているのか、そのままこの場所に持ち込まれているのか、新規の事業として持ち込まれているのか、その点がわかりにくいので、どうなっているのかと。私どもから見ると港湾関係の人はそんなにいないので、その時に新規事業を興す時にここで評価してしまうのか、前段階で何か審議を得ているものなのか。その点がわかりにくいので。

高橋委員長：県の方で選定会議を開いていると思いますので、その辺の経過を含めてご説明願います。

水産漁港課：初めに地域の方達との意見交換、共通認識が図られたかということですが、先ほどの2ページ目の財政課長、総合政策課長の2次評価にありましたように、その評価を受けた時点では、観光に漁港を中心にした地域の活性化といった部分については触れておりませんでした。八峰町のまちづくり計画の中にこの漁業を核とした地域の漁業者の組織体である漁協、この場合は秋田県漁協の北部の総括支所ということになりますが、そこと連携して水産物の加工施設、教育庁の関係の研修施設、そういった諸々の施設を通じて漁業を中心にした白神と連携したような形での、いわゆるブルーツーリズムと申しまして海を中心にした地域活性化の施策を展開していることを、町当局と話していく間に計画が見えてきましたので、こういった形で最終評価が得られました。

次に、環境に配慮したという部分ですが、八森漁協は水産庁の指定ですが、自然調和型漁港づくり推進事業というものに認定されています。この内容については先ほど説明した

とおり離岸式消波工があります。通常の防波堤でありますと、防波堤の沖側にブロックを巻き付けて、消波と波の影響を弱めるようにしておりますが、この場合防波堤の沖側に消波ブロックをつけまして、その消波ブロックと防波堤の中が静穏度が高まりますので、その静穏域に藻場ができるということで、幾分コストがかかり増しになりますが、そういった国の自然調和型漁港づくりと認定され、環境に配慮した藻場が造成されるようなやり方をとっております。

高橋委員長：その他に新規箇所評価の経緯、手続きについてもお願いします。

水産漁港課：今回新規評価ということで載ったわけですが、平成 13 年から 22 年までの 10 カ年の漁港整備計画が水産庁から認可されまして、それに基づいて事業を実施しております。5 カ年が過ぎた段階で見直しを図るということで、国と行うことになっておりますが、その際 18 年以降の 5 カ年について今回新規箇所としてあげたということです。

高橋委員長：石井委員の質問での新規箇所評価がここに挙がってきていますが、その前段として何か審議を経ているかどうかというご質問ですが、選定会議のことについてお聞きになっているのではないかと思います、その辺の経緯をご説明いただきたいと思います。

水産漁港課：県内には 22 漁港ありますが、その将来計画について 13 年、14 年から 10 カ年の計画で立てまして水産庁との協議で決めております。

松富委員：関連した質問ですが、石井委員がおっしゃるのは、例えば港湾ですと港湾審議会というものがあるところでお墨付きをもらっているのですが、こういう漁港というものはどうなのかということだと思っております。

水産漁港課：漁港漁場法に基づきましてその長期計画が閣議決定されております。県の港湾審議会といったようなものはありません。

石井委員：そうすると長期計画で秋田県全体の漁港のことを諮っていると思いますが、個々の港をとった場合、港湾のことで言いますと、港湾毎に委員会のようなものがあって、前段階として専門家で色々な漁港に関連する人達を集めて計画作りをして、実施計画も含めてやってゴーが出ている。そういう感じできたものが更に委員会との役割の分担が良くわからないので。それを経ないで来たとする、この段階で港湾に関係するとか住民の意見とかそういうものはどこで聞いたのか、どこで出たのかわからない段階で、ここに出た私らがゴーを出すのは非常に無理があると思います。単純に費用対便益のことだけで今までやってきているようなので。その事情というものが八森漁港のことではわからないで、これを新規のものとして我々がゴーを出すということが、その前の段階で何かないと不安で言えないということになります。

高橋委員長：この件について、時系列的にどういう段階を経てきているのかをかみ砕いて

ご説明いただけませんか。先ほど、閣議決定ということがお話しにあったようですので、その辺を含めお願いします。

水産漁港課：八森漁港について他の全県の 21 港と違いまして、1 年先に行ったものですが、13 年から 22 年までの計画が組まれまして、残りの 21 港については 14 年から 23 年までの 10 カ年、どちらも 10 カ年ということで、それをその計画樹立の前に地域の利用者、漁協、市町村も含めまして漁港をどのように整備していくかを話し合いしたものを基本にして、全体計画を水産庁に提示して認可されております。その後、5 カ年経過した後で見直すという作業が水産庁から指示されておまして、それにつきましても八森については 18 年ですが、他の漁港については 19 年からということで、17 年度から見直しについての作業を実施しております。実施に当たりましては、全体計画と長期計画を立てると同様に地域、市町村も含めて意見を聞くということで、見直し案を 19 年に水産庁に提示することになっております。

高橋委員長：水産庁の許可が下りた後に、新規箇所の選定会議は行われている訳ですか。

水産漁港課：八森漁港については、13 年から 1 年早めてやっておりますので、18 年度からの 5 カ年計画ということで新規事業として審議会にあげさせていただいております。

石井委員：実際には 13 年度からスタートしている、5 年経って今年 17 年度ですから来年度から出発について、元々の計画は 13 年度につくっているのだけど、5 年経ったからまた新規として、それが新規になるのでしょうか。

高橋委員長：松富委員。どうぞ。

松富委員：確認ですが、港湾ですと地方港湾審議会、管理者がそこに諮問して結果を経て、大臣が港湾審議会にかけて、ゴーサインを出して、管理者が計画するということになると思います。漁港の場合は、地方漁港審議会かわかりませんがそういったものがなく、管理者が直接水産庁なりに対してゴーサインをもらうかどうかという考え方だと思います。ワンステップ抜けていると考えればよろしいのでしょうか。

水産漁港課：そういうことになるかと思えます。

高橋委員長：井上委員。どうぞ。

井上委員：関連しますが、事業が大規模になりますとアセス法の法的な手続きもあると思いますが、アセス法には引っかかってないということになりますか。環境影響評価法です。例えば、200 m ないから良いとか、そういう基準には達しているか、そういうのは調書に入れればと。例えば、温泉審議会でしたらこういう法律をクリアしているという形で、県からでできますよね。そういうことでいけば八森漁港を見ながらアセス法のほうは良いの

かなと単純に思いました。

水産漁港課：6ページの平面図をご覧になっていただきたいのですが、ここにカラフルに色塗りしておりますが、ここで表している黄色部分、一部オレンジがかかった斜めになった部分がありますが、この離岸堤、左側にある黄色の四角部分、これが13年から17年まで行われた事業です。前期5カ年で行った事業です。ピンク色の部分がこの後5カ年で行う部分ということで、新規の工種もあるということで、新規箇所として挙げております。

高橋委員長：井上委員。よろしいですか。

井上委員：八森でもそうですし、他の農地整備でも埋蔵文化財があると色々あると思いますが、松山城ですか、城下町があったはずですがそこにほ場整備事業が入って、道路ができたして。先月頭を抱えましたが、新規で出る時にはそういったものをクリアしているか、法的にクリアしているといえればそれで、我々どうでしょうかという話になると思いますが、これに限らず疑問に思ったのが、大きな工事でそういった法律は大丈夫かなと気になりました。

高橋委員長：先ほど小西委員からの環境の点をお伺いなさいましたがこの説明でよろしいでしょうか。

小西委員：環境と漁獲高、量に影響があるのかどうか。前に港湾をやった時は工事が影響するというお話を漁連の方がなさっていたような気がしますので、そういうことも踏まえてここには漁連との意識の共有もなされているとありますので、問題はないと思いますが、念には念を入れてお話し合いをいただきたいということでした。

水産漁港課：漁港の整備、工事を行う場合については、汚濁防止、低騒音の機械の使用といった工事に伴う濁りや騒音、振動が生物・生態系にどのような影響を与えないように、そういったことに配慮して工事を行うようにしております。特に、平成17年度からは全県的に施工環境管理者というものを配置して生物環境に対する県、関係機関との連絡調整を施工環境管理者の主な業務としております。

高橋委員長：環境への配慮5という配点になっていますが、新規箇所評価の場合には環境のこういう点に配慮したということをご説明願いたい、という意見が前に委員から出ていたと思いますが、今後できましたらそのようにご説明願います。その他何かありますか。佐藤委員。どうぞ。

佐藤委員：先ほどご説明いただきました6箇所の事業箇所のうち2件が羽後町になっておりまして、とりわけ北沢の農道については、私も毎日走っているものですから、一言感想とお礼を述べたいと思います。北沢の農道ができてから交通の流れが全く変わりました。これまでも山間部と平坦部を結ぶ道路として、国道、県道ありましたが、険しかったり、

狭かったりしましたが、今やこちらの農道の交通量のほうがずっと多くなりました。移動時間の短縮、快適性、農業関係だけでなく、通学、通勤に欠かせない冬場も安心して走れる生活道路として山間部の住民は大変快適さをかみしめております。21年かかりましたが、私は国道、県道、農道といった名目はどうであれ、こういった住民の要望を取り上げていただくという姿勢を大変ありがたく思っております。今後とも是非地元の意向に添った形での整備を進めていただきたいと思いますと思っております。

高橋委員長：ありがとうございました。石井委員。どうぞ。

石井委員：ほ場整備の言葉の中に、土水路であって非常に具合が悪い、それを新しい排水路に直したという記述がありましたが、その後のところで環境に配慮して土水路にしていますという記述がありますが、土水路をほ場整備する時にどうしたのでしょうか。どういう水路に変えていったのか、環境に配慮すると土水路という観点に見えますが、それが具合が悪いからコンクリートなどにしたということでしょうか。

農地整備課：お答えいたします。土水路が何故支障があるのかといいますと、営農の管理の面から、草が生えたりということで、草刈り労力がかかりなかなか大変だということで、その辺は営農コスト縮減のために三面舗装して行っております。それはほとんどいわゆるほ場一枚にかかる水をとる水路、小水路と申しておりますが、そこは三面舗装を基本としてやってまいりました。そうした中で環境への反省がありまして、今では絶滅危惧種が発見、あるいは地元から話が出た場合には、それを守れる水路ということで配慮しながらやっているというのが実態です。

石井委員：その辺の文章的に整合性をとっていかないとおかしなことになると思いますのでよろしくをお願いします。

高橋委員長：関連してございますか。佐藤委員。どうぞ。

佐藤照男委員：新規箇所の本堂城回の説明を受けましたが、ここは多数の湧水地が点在してイバラトミヨがいるということで、地域の小学児童、役場、土地改良区、県の土地改良事務所などが連携して、湧水地の調査や環境教育にあたっていると伺っております。そういうことからここでの事業が地域住民の声を生かした生態系保全型のほ場整備をやる、ということだろうと思いますが、そうであるとするならば、先ず1点目は事業立案に至る背景と目的がこれを読んでみますと、旧態依然の文言が並んでいるのではないかと考えられます。このことは大事な要件、背景であろうと思いますが、もしそうであるならば写真8ページの下で取り上げられていますから、これもこれからの21世紀型のほ場整備の上で必要だということであれば、そういう文言をこの事業の背景、目的にあり明記されたいかがだろうかと考えますが、それに対するご意見をお聞かせ下さい。

それから、18年度から全体実施計画の設計が始まるようになっていまして、基礎調査が、16、17年にされているように記載されていますので、その地域の湧水地、既存水路等におけ

るイバラトミヨの分布状況等についてどの程度詳細な調査が行われているのか、その辺の実態がおわかりであれば教えていただきたいと思います。新規箇所のほうに限って2点です。

農山村振興課：最初に1点目の背景のところの記述の仕方ですが、地域につきまして周辺地域がほ場整備が終わっているところとして、その意味でこの地区だけ取り残されているという背景が一つあります。仙北平野自体が非常に米に依存している部分がありまして、どんな形で複合経営にいくのが大きな課題になっておりまして、その意味でそういった農業のあり方を転換しようということでの、この事業を位置づけて、その上で方向づけをしていこうということです。そのような具体の中身になっております。お話の環境に対する配慮も、ここに加えるべきではないかというご意見がありましたので、これについてはこれから研究させていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、イバラトミヨの現地調査ですが、地域団体の色々な意見を聞きながら、現地調査も併せ持ちながら、進めておりまして、ある意味では基本的なところは調査は終わっている状況です。

高橋委員長：もう1件質問をいただきたいと思います。松富委員。どうぞ。

松富委員：新規と終了それぞれ一点ずつお聞きしたのですが、今回新規の場合、終了の場合もそうですが、A3でまとめて頂いてわかりやすくなってありがとうございますとお礼を言っておきまして。それで別に問題点というのではなく質問ですが、今回ここでの説明で取り上げているもの、非常に納得いきます。ただ、一つどうなのかなというのがありまして、そのあたりの考え方をお聞きしたいということです。

「農 - 終 - 8」ですか、これは終了になるのでしょうか。それともう一つが「農 - 終 - 10」、これ全て農地整備課の担当ですか。例えば、今日とりあげて説明したのが、総事業費が18億、最終コストが0.83に下がっている。B/Cも1.52、「終 - 8」と比べて見ますと、予算が小さい、かなり小さい、最終コストもかなり下がっていて、成績の良いもの、そしてB/Cも成績の良いものということで、何か良いものを説明したのかなという気がしないでもありません。良い、悪いと言っているわけではなく、このあたりの考え方、今回だけでも結構ですが、どういう考え方でここでの説明に選んだのかというのが1つ目です。

それから、新規ですと所管の第1次評価があります。そして2次評価があります。終了の場合は、所管だけの評価になっております。なぜ財政課長等の2次評価がないのか、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

農地整備課：花園ということで代表して良いものではないかというご指摘をいただきましたが、私どもはこの約100ヘクタール前後のほ場整備が、極めて県内では標準的に行われている地区の規模でしたので、それを選択させていただきました。財政課長等の評価がないというご意見でしたが、現在終了評価につきましては、このように財政、そういうものの評価を記載しなくても良いという要領になっておりますので、それはあえて付けていないということです。

高橋委員長：羽田委員。どうぞ。

羽田委員：私も農地整備課についてお尋ねしたのですが、終了案件になってしまいますが、今後のことにも関係するかと思いますのでお伺いしたいと思います。最後の「11」を見ていただきまして、「11」の事業というのは土地改良総合整備事業となっておりますが、その目的が3つ書いてあり、2番目に水田の汎用化を促進して輪作体系を確立するということが書いてありました。2ページには畑作物の全体の割合が118ヘクタールという目的を出しており、これが125パーセント実施されているということで、約540ヘクタールくらい面積があるというお話でしたので、約20パーセント程度の畑作面積だと思うのですが、農業は米だけではなく色々やっていかななくてはならないということがあるかと思えます。そういう意味で良い方法だと思いますが、この20パーセント程度というのは県の目的、目標の観点から決められたものなのか、それとも農業者自体がそういったことを希望して、そのような割合になったのかが1つです。

それと、その1つ前の「10」ですが、花園の事業は担い手育成基盤整備事業と書いてありますが、5つの目的の中の4番目に、輪作体系の確立が入っておりまして、こちらの成果は集積率という形で60パーセントということですが、集積は達成しているのでしょうか、その時に4番目に書いてある畑作、多分輪作とか汎用化といったことは多分水田から畑にしようということだと思いますが、その辺の目標達成率みたいなものはあったのでしょうか、どの程度だったのでしょうか。県全体として、水田から畑作への転換はどの程度を目標にしてやっておられるのかお聞きしたいです。

農地整備課：畑作転換ですが、旧天王地域は生産調整の方法として大豆の集団転作に取り組んでいる地域です。連作障害を回避するためローテーションブロックを決め、組合等が生産目標、作付け面積を計画してやっていますから、農家自発的な発意でもって取り組んでいる状況です。花園地区は、担い手基盤整備ということで、担い手を冠にかけていることから、担い手に農地がどれだけ集まったかというのを一つの指標といたしまして、農地集積率を定めております。当然排水改良もやりますし、昨今の水田農業ビジョンの指針にも照らし合わせて、水田農業を展開していこうということで、目標値は何ヘクタール作るということではありませんが、現在では水田ビジョンに基づいた地域の水田農業畑作展開を一つの指針として取り組んでおります。

羽田委員：そうしますと10番目の担い手育成のほうでは必ずしも畑作といったことには。

農地整備課：それを進行しようという方向性は出しております。例えば地域の特産であるアスパラをやるうとか、ネギをやるうとかという導入作物の計画を立ててやっております。

高橋委員長：澤口委員。どうぞ。

澤口委員：農地整備課にお伺いしたいのですが、住民の満足度を評価するためにアンケート調査をされていますが、ここに例示はありますが、どのような具体的なアンケート内容になっているのかということと、何点くらいあれば満足度は高いと考えているのか、という2点お願いします。

農地整備課：ほ場整備事業の直接効果、受益性に対するアンケートについては、ポイントとしては56項目ほどありますが、主なものは草刈畦畔等の維持管理が楽になったとか、あるいは大型機械が計画通り入れたのか、排水は全体的に良くなって自分が目指す畑作が導入できたのかどうかという点について、あるいは負担金はどうだったのかという項目、それから、農地が人に良く貸し出し、借り受けることが、いわゆる農地の流動化と申しますが、それができているのかというような項目でアンケート調査をしております。また、非農家の方では、例えばできた農道でもって地域の交通の利便性が高まったのか、子供達の安全性が保たれたのかという、主に生活環境の視点で約11項目を聞いております。満足度5点満点評価でして私ども、統計学上厳密に言えば色々な原因があると考えますが、単純計算として2.5点以上、概ね3点を超えれば評価できるものと考えております。

高橋委員長：澤口委員よろしいでしょうか。アンケート用紙は特に提出していただく必要はありませんか。よろしいですね。小笠原委員。どうぞ。

小笠原真澄委員：秋田21総合計画で平成22年までに、ほ場整備率を76パーセントまで引き上げるという記載がありますが、今回の新規事業でもほ場整備事業が結構ありますが、そこまで完成しますと76パーセントはクリアできるのでしょうかが1点。それと農地山村振興課と農地整備課で同じく担い手育成事業というのがありますが、これは同じ事業を違う課でやるという意味は何かあるという、ごく簡単でお願いいたします。

農地整備課：最後のほうですが、担い手育成基盤の計画部分については農山村振興課がやる、いわゆる新規地区の事業計画をやります。私ども農地整備課はそれを実施するというような仕分けになっております。

農林水産部：最初のほ場整備率76パーセントの件ですが、平成22年度目標で、県内の水田が15万ヘクタールほどありまして、そのうち約12万ヘクタールが整備必要な面積としております。その12万ヘクタールのうちの76パーセントを22年度を目標に掲げております。委員ご指摘のように、果たして可能なのかということについては、予算との関係で効率的な事業執行を図っておりますが、若干下回るという想定で74%前後かなということで進めておりますが、引き続きコスト縮減を図りながら進めてまいりたいと考えております。

高橋委員長：小笠原委員よろしいでしょうか。まだまだご意見はあると思いますが前半をこら辺で締めたいと思いますが、19件でしたが次回へ重点審議として残すべき事業がありましたら、お手をあげてご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。色々疑

問、注文、要望出されましたが、特段次回に重点審議として残すべき事業についてご意見がないようですので、ご説明ありましたことを含めまして県の方針を可とするということでご承認いただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは県の方針を妥当ということで前半を締めたいと思います。ここで、10分ほど休憩いただきたいと思います。

(休 憩)

高橋委員長：後半のほうを再開させていただきたいと思います。建設交通部所管事業につきまして調査、審議を行います。はじめに都市計画課からお願いします。

都市計画課：都市計画課所管の事業については、終了箇所2箇所ですが、この2箇所が同じ路線の別工区となっておりますので、2路線を一括して説明をさせていただきます。資料は建設交通部のファイルで、終了評価の最初の「建 - 終 - 1」です。横山金足線の2つの工区です。位置については4ページに横山金足線の位置図があります。この路線は秋田市の骨格をなす3環状6放射、この図面では環状が黄色で放射が青色で示しておりますが、この一部にも位置づけられておまして、秋田市の市街地の通過交通を排除して慢性的な渋滞を解消するとともに、秋田北、秋田中央などのインターチェンジへのアクセス向上であるとか、沿線にある秋田組合総合病院、秋大付属病院などの救急医療施設へのアクセス改善といった目的で整備を進めております。現在では広面方面から今日ご審議いただきます濁川工区、飯島南工区、この飯島南工区の北西終端までは既に全線開通しております、本日もご審議をいただく対象になっております。平成15年度終了箇所の他に既に16年度にも外旭川工区が濁川工区のすぐ西側になりますが、こちらのほうも完了しており、飯島南工区の北西端まで全線開通していることを合わせてご報告したいと思います。本日はこのうち平成15年度終了箇所である濁川工区と、飯島南工区の2工区についてご審議をお願いしたいと思います。

濁川工区は5ページですが、延長は628m、幅員23mで平成8年度から事業化しております、平成15年度に完成したものです。完成後の状況は下の写真にあります。内容については1ページで、最終の総事業費は約25.9億円、当初比4パーセントのコスト縮減を行っております。また、最終B/Cは5.83となっております高い数字となっております。住民満足度等の評価については、飯島南工区と両方併せて行いましたので、先に飯島南工区の概要についてご説明し、併せてそれ以下の評価について説明します。飯島南工区は「建 - 終 - 2」の5ページですが、延長1,168m、幅員24mで平成6年度から事業化し、15年度に完成しました。標準横断図及び完成後の写真も5ページに掲載しております。「建 - 終 - 2」の1ページ、飯島南工区のほうは総事業費43.6億円で、当初比12パーセントのコスト縮減を行っております。最終B/Cは4.88とこれも高い数値になっております。この両工区について住民満足度等について一括して調査を行っております。「建 - 終 - 1」の7ページに横山金足線の部分供用による効果と影響というタイトルがあります。

今回の工区に関連し平成 17 年 8 月 23、24 日、何れも平日ですが、アンケート調査を実施しております。対象はドライバー、道路利用者と沿線住民、周辺企業、それぞれにアンケートを行いました。併せて消防機関、沿線商業施設、中央卸売市場が沿道にありますので、これらについて同時期にヒアリング調査を実施しております。その結果については、次のページ以降に載せてあります。8 ページですが、平日に調査をしたということもありまして、その利用状況については業務、買い物といった日常的な利用が非常に多くなっております。その下に利便性の向上というのがありまして、特に便利になった点については、所要時間の短縮をあげております。具体的には濁川、飯島南ともに 5 分ないし 10 分の所要時間が短縮されたという声が多くなっております。9 ページの安全性に関する意識の向上で、安全性がどのような点で高まったかということ聞いたところ、一番大きい答えが歩・車分離ということでこれまで通っていた道路と比べて、歩道が広くなり自転車と歩行者及び自動車の利用が分離されたことが評価されております。歩行者、自転車利用者についてもその下のグラフにあるように、歩道が広く安全と評価していただいております。その下ですが、緊急時の安心感向上ということで、特に緊急時について安心感が高まったかという問いをしたところ、特に濁川工区については非常に高い評価をいただいております。右側に注意書きがありますが、病院等医療施設へのアクセスが大幅に改善されたと高く評価していただいております。10 ページですが、地域住民の 8 割以上が便利になったと評価していただいておりますが、併せて自由回答を求めたところ、改善していただきたい点として、裏腹な面もありますが、騒音の悪化、スピード違反による車による事故の懸念といった問題が出てまいりまして、これは道路維持管理上の課題として今後も引き続き取り組んでいくべきテーマになるかと考えております。道路利用者の今後の要望が下にありますが、全線開通を希望ということで、飯島から金足方面、まだ未完成の工区がありますが、こちらのほうについても全線開通をして欲しいという声をいただいております。全線開通によって、現在国道 7 号から 13 号に至るルートの大きなバイパスが形成されるということになり、その道路の渋滞解消や所要時間の短縮に大きく貢献するものではないかと考えております。

以上の結果からそれぞれの工区の評価ですが、濁川工区については「建 - 終 - 1」の 3 ページのほうに、終了箇所評価判定点検表を掲載しております。住民満足度、事業目標の達成状況、費用便益費、何れも高い効果があると判断し、全ての観点の評価を A の妥当性が高いと評価させていただいております。飯島南工区は「建 - 終 - 2」の 3 ページに、全ての評価を A ということで妥当性が高いと評価させていただいております。都市計画課からは以上です。

高橋委員長：続いて、下水道課から説明をお願いします。

下水道課：下水道課の川原です。下水道課の終了箇所評価を 2 件、公共下水道県代行事業ですが、阿仁処理区についてご説明させていただきます。「建 - 終 - 3」です。事業名は公共下水道県代行事業となっており、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道事業として、過疎地調査における公共下水道の未着手、未供用解消を図るために一定要件、財政力指数、人口規模などをもとに補助事業で採択された一部を県が町村に代わっ

て整備するものでして、阿仁町など6町村で実施しております。事業概要については、資料5ページに概要図を載せていますが、緑で着色された部分が全体の対象区域で、赤い文字で記されている部分が県代行事業です。全体計画として計画人口2,500人の下水道計画34億円ほどですが、そのうち赤着色の根幹施設、終末処理場、幹線管渠1.8kmを県事業として実施しております。1ページですが、事業期間は平成10年度から15年度までで、事業費11億7,000万円です。財源内訳は事業費内訳、事業内容欄にあります。国庫補助は工事別に50パーセント、55パーセントとなっておりますが、県代行事業ではその補助残を県と町が2分の1ずつ負担することになっております。同じ欄に最終コスト比較、処理場のコスト縮減により0.91、最終費用便益比は1.13となっております。国の基準の1.0をクリアしております。住民満足度の状況についてですが、アンケート調査を実施しまして、資料9ページに結果を記載しておりますが、満足、どちらかと言えば満足を合わせますと、90パーセントを超える高い値となっております。資料2ページの事業効果把握の手法及び効果ですが、指標としては下水道使用供用開始市町村率をとっており、下水道計画を有する旧69市町村中、60の市町村で下水道計画を立てておりますが、15年度末の供用開始目標53としておりましたが、実績は56で達成率は106パーセントとなっております。2番目の所管課の自己評価ですが、アンケート調査結果、高い満足度が得られていること、事業効果の達成率が100パーセント以上となっていることから、有効性は評価Aとさせていただいておりますし、B/Cが国基準を上回っていることから効果性も評価A、総合評価も事業の妥当性は高いということからAとさせていただいております。

藤里地区についても同様の評価をさせていただいております。以上が下水道課関係の事業です。

高橋委員長：続きまして道路課からお願いします。

道路課：道路課長の中山です。道路課から今回ご審議をお願いしております、対象箇所数ですが、新規箇所評価として1件、終了箇所評価として15件の合計16件です。このうち重点説明として、新規箇所1件、終了箇所について国道事業、県道事業の2箇所のトータル3件についてご説明させていただきます。

新規箇所評価ですが、建設交通部ファイルの「建-新-16」です。箇所について4ページに記載があり、場所については県道常盤峰浜線、峰浜村の大沢地内です。当地区については峰浜村でも小学校、公共施設など峰浜村の中でも第二のコミュニティを形成している地区でして、歩道の一部が未整備のために歩行者が常時交通事故の危険にさらされており、過去5年間の人身事故件数は1件、平成10年以降では3件発生している状況の場所です。カラーコピーの右側にもありますが、この安全確保については地元住民はもちろんのこと、秋田県では初めて地元小学生が現地に立ち、少年少女安全指導隊を結成しております。通学路の危険箇所での交通安全の呼びかけを行うなど、交通安全に対する意識の高い箇所となっております。左の写真にもありますが、見通しが悪く視距もとれないために接触による物損事故も多く、更には冬期間除雪により歩道空間がなくなる状況となりまして、交通安全確保のために緊急性の高い箇所となっております。1ページですが、今回新規箇所として延長580m、幅員1.5mから2mの歩道設置事業を提案するものです。春

の県の内部での選定会議で提案しておりましたが、当初冬場の歩道除雪については、効率的な歩道ロータリーで行うこととしていたことから、歩道の幅員を一律 2.5 m幅といたしまして、車道も含めて全幅 9.5 mに計画しておりました。しかしながら、県の内部の選定会議等におきまして意見があり、用地補償費が 2.5 m幅の歩道の一律の幅でいきますと、補償物件が 7 件ほど必要になることについて、2 億 4,000 万円と総事業費の当初 3 億 5,000 万円の中での約 6 割を占めるということで、コスト縮減を踏まえまして検討できないかということで保留となっております。2 ページに総合政策課、財政課からの意見があります。その当時の意見も踏まえまして、総合政策課長からはこのように危険な箇所であるので妥当であろうと。財政課長からは保留と県の内部でも意見が分かれていましたが、道路課としてはその後、用地補償費の抑制、交通量などの現地状況から、当初考えました幅員の縮小を検討していきまして、結果的にはハンドガイド式の小型歩道除雪機械が可能な最小幅員である 1.5 m幅の幅員の歩道を基本にするということで、用地補償に関しても補償物件は 2 件に抑えまして、総事業費も当初計画の 3 億 5,000 万円から 2 億円までコスト縮減し、県内部の選定どおり提案するものです。このような物損も含め死傷事故があることから、緊急性が高いとの判断で新規箇所としての事業選定をお願いします。

次に終了箇所評価ですが、「建 - 終 - 5」になります。場所は 4 ページ目ですが、国道 101 号は昭和 49 年に 2 車線バイパスとして完成して以来、30 年ぶりに 4 車線化した道路でして、今回対象となる箇所についてはこの真ん中の位置図の黒い実線部分、全体延長 5.4 km で右上に標準横断図がありますように、幅員 23 mで完成しました。この事業については平成 9 年度事業着手に対して、平成 15 年度の平成 16 年 3 月 30 日に供用開始した道路です。評価調書の 1 ページですが、この道路は高規格幹線道路ネットワーク上、県内の在来市の中でただ 1 つインターチェンジを持たない男鹿市への産業経済、観光支援道路として 4 車線化事業を計画したものです。計画時点での平成 6 年の交通量ですが、江川地区で 12 時間あたり 1 万 4,600 台でした。現在 10 月に最新の交通量調査を行ったところ、船越地区で 12 時間あたり 2 万 75 台、1 日交通量ですと 2 万 4,300 台と平成 6 年交通センサスよりも約 1.4 倍という著しい伸びを記録しています。この結果、計画当時の速度は時速 41 kmでしたが、現在は 60 kmが法定速度ですが向上していきまして混雑度も改善され、中央分離帯の設置の効果もありまして、歩車分離ということもあり、現時点では事故は発生していない状況にあります。1 ページの事業費については、平成 7 年に発生した阪神淡路大震災を受けまして、事業途中に道路橋示方書の改訂があり、耐震設計や塩害対策の変更が生じたことから、総事業費の 65 パーセントを占める男鹿大橋の 4 車線化の変更増などがありまして、コスト比較では当初予定していなかったこともあります。約 6 パーセントアップとなっております。費用便益比 B / C については、5 ページにあります。2.86 となっております。6 ページですが、男鹿市民を対象に全域からランダムにアンケートをいただいたわけですが、整備効果として道路が広くなり安全に走行できる、冬期通行の安全確保が図られたなどの意見が多く寄せられておりました。満足度ではやや満足を含めまして 87 パーセントと高い支持をいただいております。この結果、終了箇所の評価判定点検は 3 ページにあるように、有効性については 2 つの評価項目とも高く、効率性については費用便益比が 1.5 以上となっていることから所管課の自己評価としては、総合評価で A、妥当性が高いと判断しました。

次に、「建 - 終 - 10」ですが、この道路は県道の地方道改築事業として実施したもので、場所は4ページにあります、横手市大森町八沢木地内です。箇所図の右側が横手中心市街に入り、左側が少年自然の家を含め旧大内町を経まして由利本荘市に入る、県道の横手大森大内線です。この県道については、写真にあるように車道部の最小幅員が4m、最急勾配、最も厳しい縦断勾配で8パーセント、カーブについては最小曲線半径が15mと急カーブが連続する現道そのものが交通の難所となっている箇所です。八沢木地区から通勤通学はもとより、南部老人福祉総合エリア、大森病院に行く場合にも不便を来している道路です。左側の少年自然の家へのアクセスにも支障を来しておりまして、抜本的な整備を求められていた場所です。現況3.8mの現道をトンネルを含めて2.9kmのバイパスとして計画したものです。1ページですが、事業期間は平成9年度から平成14年度までの6年間をかけまして、事業費43億7,000万円、うち615mのトンネルに約20億円を投資し、事業中発生材の再利用などの見直しを行いコスト縮減にも努め完成させたものです。トンネルが事業費を多くを占めている割高な事業でしたが、それにも関わらず最終費用便益比は1.87と高い数値となっています。終了箇所評価の判定ですが、6ページに大森町八沢木地区の住民を含め近隣の方々からのアンケートですが、整備効果として道路が広くなり安全に走行できる、冬期通行の安全確保が図られたなどの意見が寄せられており、満足度については、満足、やや満足を含め90パーセントと高くなっております。効果指標として県道の改良率を示しておりますが、2ページにあります、秋田21総合計画の平成15年目標も達成しております。この結果、終了箇所の評価判定点検は、3ページに記載があるように、有効性については2つの評価項目とも高く、効率性についても費用便益費が1.87となっていることから、所管課の自己評価としては総合評価でA、妥当性が高いと判断しました。道路課から以上3件でした。

高橋委員長：続いて河川砂防課からお願いします。

河川砂防課：河川砂防課長の佐々木です。今回河川砂防課所管事業で対象になっている終了箇所評価は河川事業が2河川、火山砂防事業が1箇所の計3箇所です。このうち河川事業の岩見川と砂防事業の奈曽川について説明いたします。

「建 - 終 - 20」になります。広域基幹河川改修事業の岩見川については、平成10年度の再評価でご審議いただき、県の再評価に基づく対応を妥当と認めるとの答申を受けております。この岩見川は旧河辺町を貫流する一級河川で過去の水害を受け、50年に一度の頻度の発生が予想される洪水を、安全に流下させるため昭和33年度に事業に着手し、全体延長15.435kmを平成15年度で完了しました。総事業費は35億8,280万円で再評価時の36億円とほぼ同額で最終コスト比較は1となっております。最終費用便益比、B/Cについては、事業区間15.4kmを対象とし事業全体の経済評価を行い、便益134億2,700万円、費用が71億6,100万円でB/Cは1.88となっております。事業終了後の住民満足度の状況は6ページです。沿線住民を対象に河川改修による効果と影響についてアンケート調査を実施しました。配布数は195、回収数が100で回収率51.3パーセントです。7ページには河川改修に対する満足度として治水、自然環境、景観、水質、親水、維持管理の6項目について、満足している、ほぼ満足している、どちらともいえない、やや不満で

ある、不満であるという5段階評価にしました。結果、治水については満足している、ほぼ満足しているが77パーセントと高い評価でした。自然環境、景観、水質、親水については、満足している、ほぼ満足しているが概ね5割以上と肯定的な評価が得られております。維持管理については、満足度が低く21パーセントという結果でした。総合的には沿線住民の満足度は概ね良好であると考えております。2ページの自己評価についてですが、有効性についてはアンケート結果、近年被害がないという状況からAと評価しております。効率性についてはB/Cが1.88と上回っておりますので、Aと評価しております。総合評価ですが、沿線住民の多くが岩見川河川改修による効果と影響について、肯定的に評価しているということから、事業全体を通じて経済性が確保されたことから、当事業は妥当性が高いと評価しております。以上が岩見川です。

続いて「建 - 終 - 22」です。火山砂防事業、奈曽川については平成10年度の再評価で審議いただき、県の再評価に基づく妥当を認めて答申を受けております。4ページですが、この奈曽川は鳥海山の中でも荒廃が著しい稲倉岳に源を発する延長12kmの急流河川です。大正12年に旧象潟町横岡から本郷地区にかけて大規模な土砂が流出しました。これをきっかけに昭和8年より、県内で初めての砂防事業が実施された箇所です。奈曽川ではこの事業の前に土砂災害から住民の生命、財産を守るため、砂防えん堤9基と流路工1.3kmを整備しております。今回の延長1,790mについては、平成元年度に着手し平成15年度で事業を完了しております。1ページですが、総事業費については23億3,900万円で、再評価時の23億8,600万円とほぼ同額で、最終コスト比は0.98となっております。最終費用便益比は事業区間1,790mを対象とし、当該事業全体の経済評価を行い最終便益が57億3,200万円、最終コストが22億5,600万円でB/Cが2.5となっております。次に、事業終了後の住民満足度の状況ですが、6頁にあります事業対象区間の周辺住民を対象に砂防事業による効果影響についてアンケート調査を実施しました。配布数は182、回収数が119、回収率65パーセントとなっております。砂防事業に対する満足度として砂防機能、環境、景観、利用などについて評価をしていただきました。8ページですが、砂防機能については問1の災害に対する安全性が向上したという項目が7割、どちらかというと向上したを含めると96パーセントの人が満足していると高い結果がでております。9ページですが、環境、景観については問2の自然環境に配慮しているが4割、どちらかというと配慮しているを含めると71パーセントの人から肯定的な評価を得ております。更に配慮、維持管理や魚道が必要との意見もありました。公園の利用については、問3の利用しやすい、どちらかという利用しやすいを含めると89パーセントの方が利用しやすいという評価を得ております。総合的には周辺住民の満足度は、高いものと考えております。2ページですが、自己評価の有効性についてはアンケート結果の住民満足度から、事業実施による土砂災害に対する安全性が向上したと感じている人が多く、効率性についてはB/Cが1.5以上であることからAと評価しております。総合評価について周辺住民の殆どが奈曽川火山砂防事業による効果と影響について、肯定的に評価していることなどから、土砂災害を未然に防止し住民の生命、財産を保全する上で有効であり、当該事業は概ね妥当であると評価しております。以上河川砂防課関連の説明でした。

高橋委員長：最後に港湾空港課からお願いします。

港湾空港課：港湾空港課の大高と申します。港湾空港課所管の再評価1件の事業についてご説明します。「建-再-5」になります。本荘港田尻地区で実施している海岸環境整備事業は、一級河川子吉川の右岸北側に位置する国土交通省所管海岸で、背後は保安林となっております。1の事業の概要ですが、期間は平成8年から平成19年までの12年間、総事業費11億1千万円、補助率3分の1、事業規模が遊歩道、突堤、離岸堤のいずれも改良事業となっております。立案の背景ですが、4ページの平面図になりますが、当海岸は昭和51年度から平成2年度にかけて海岸環境整備事業により、図面に示してあります離岸堤、突堤、階段護岸、遊歩道が整備されたもので、昭和58年度に本荘マリーナ海水浴場としてオープンし、県内でも有数の入り込み客を誇る海水浴場として利用されております。近年は前浜への堆砂が顕著となり、階段護岸、遊歩道など周辺への飛砂問題やトイレなど施設のバリアフリー化の要請があることから、これらの課題解決のため施設の改良を計画し実施しているものです。1ページ目ですが、事業の進捗状況は堆砂対策として北側突堤の延伸改良による沿岸漂砂の抑制、飛砂防止の海浜被覆工、堆砂減少の実施、トイレのバリアフリー化が完成しております。残事業の主なものとしては、離岸堤の低天端化ということで5ページ下に断面図がありますが、潜堤2基に改良するというものと、遊歩道の改良となっております。進捗率は事業費ベースで47パーセントとなっております。2ページめ2の評価についてピックアップして説明しますが、必要性について堆砂の軽減、施設のバリアフリー化の改良を行ったことや、アンケート調査からも利用者がある程度満足している意見があります。海水浴場の利用状況については、7ページに写真を添付しておりますのでご覧下さい。有効性について、トイレ、駐車場などのバリアフリー化を実施しております。飛砂及び堆砂については、気象条件の影響があることから今後の状況を見極めることにしております。効率性の現時点での費用便益比は1.51ですが、残事業を進めると0.77と算定しております。判定として突堤の延伸による沿岸漂砂の抑制や既存施設の改良を実施しており、効果の発現が見られることから評価点60点のランク2としております。以上の結果、総合評価はバリアフリー化などの問題点に対する事業効果も確認され、アンケート調査からも利用者の満足が得られていることから、今後事業継続の有益性が低いものと判断されるため、事業の中止を提案します。以上、港湾空港課関係について説明終わります。

高橋委員長：建設交通部所管の9件、新規箇所1件、再評価1件、これは中止という判断ですが、終了7件についてご説明をいただきました。所管の24件全てを含めてご意見を賜り意見交換をしてみたいと思います。中止も含めて一括ご審議をお願いします。松富委員。どうぞ。

松富委員：47パーセントぐらいの進捗状況で当初の目的、堆砂とか飛砂が満足されたが故に中止とご理解してよろしいのでしょうか。

港湾空港課：平成8年に計画しておりまして、離岸堤の潜堤化が当時は制度の問題もありますが、一回セットした離岸堤を改良してそういう制度ができるだろうということで、国

とも相談して計画したと思います。現在ここまで進んできましたが、補助事業でつけた砂を更に撤去して砂の汀線を後退させるという補助制度の今の状況ではできないということで、これ以上補助率3分の1で財政的にも厳しいということと、海水浴客の満足度が得られるということと、砂の堆砂で飛砂問題が出てきますが、これに対しては県単事業等で対応していくということで今回中止の提案をさせていただきました。

松富委員：例えば、以前の話ですが、そこにたまった砂をサンドバイパスとして、雄物川の方向に持って行き、そこで捨てて、あのあたりの海岸線がある程度侵食から防ぐとか、そういう案があったように記憶していますが、そういったものとの兼ね合い、そういうものは一切事業が別だからこれと絡めることはできないとか、そういうように解釈してよろしいのでしょうか。

建設交通部：建設交通部の佐藤です。ここで発生した土の有効利用がその当時そういう方法もとられたのではないかと思います。そういう利活用ができる場所が他にもあればよろしいし、土そのもの砂を使って色々な利活用ができればそれにこしたことはないのですが、その問題は解決しているのだと思います。この場所で得られた砂、余剰の砂、海岸線が海に張り出していくことによって、色々な弊害的ものが生ずるとすればそれに対応するような方策をとるべきではないかと思っておりますし、今回これ以上色々な方策をとることが、この海岸線を守る意味では手を入れすぎると言いますか、必要以上のものになってしまうのではないかとということで今回は中止と選択させていただきました。

高橋委員長：石井委員。どうぞ。

石井委員：秋田の海岸全体の基本計画を前につくりましたが、その時に離岸堤は景観上の問題から潜堤にするという方法に向かうという話だったと思います。それをお金がないからやめるということでしょうか。景観ということがキーワードとしてあったと思いますが。

建設交通部：それも事業を導入する際の大きな要素でしたが、その潜堤を利活用できるような構造、利活用するような候補を選択したと思います。ただ、現時点でこの場所で利活用する必要がなくなったといいますが、利活用しなくても当初の目的が達せられるような環境になったということで、環境からすると一つ目的が達せられないといいますが、当初の目的がパーフェクトに満足できない形にはなりますが、現時点ではそれにお金を投入するだけの余裕がないといいますが、そうしなくても目的が達せられるということで、中止とさせていただきます。余裕のある経済状況であればよろしいのですが、そこまで事業を遂行する必要がないのではということの判断であります。

高橋委員長：他にありますか。松富委員。どうぞ。

松富委員：多分あそこの砂のついた理由は色々あると思いますが、川のほうからも考えら

れますが、一つの大きな理由として港を拡張したということが大きな原因ではないかと思
います。それは個人的な意見ですが、海の砂の動きというのは気象により全然違うからこ
れから見ていくと言われまして、私もそれは非常に重要だと思しますので、港の影響と海
象の変化等考えながら今後とも追跡調査をやっていただきたいと、これはお願いでありま
す。

高橋委員長：関連してございませんか。小西委員。どうぞ。

小西委員：この工事は中止ということで珍しいと思って拝見しました。砂は生き物という
こと、本荘マリーナ周辺の工期が長いことで、ある会議で話題に上った場所ではあります。
財源の問題等があり、やむなしということもあろうかと思えます。その中で質問が2つあ
ります。進捗状況の中に離岸堤の改良を除き概ね完了とありますが、離岸堤完了の200
mは工事が行われるのでしょうか、これも止めるのでしょうか、が1つ。中止というこ
とで地区本荘市から何か反応はあったのでしょうかが2つ目。3つ目としてアンケートの内
容の結果が重要視されていますが、アンケートの中身を見ますと、運営管理に関するもの
が非常に多かったなと思いました。砂浜が無くなったので、砂が欲しいという要望があ
ったり、逆に今回のように砂があって困ったという話があったり、色々ありますがこれは
アンケートというのは、あくまでも参考資料ということで、これが中止の最大の根拠では
ないと考えてよろしいのでしょうか。

港湾空港課：1点目の離岸堤ですが、5ページに記載あります断面のことですが、現在平
面図で見ますと離岸堤2基の青で塗った部分が離岸堤で天端は図面に付けておりません
が、天端が5ページの上のような断面になっています。その消波ブロック4tのところ
に基礎砕石でまた立ち上がったようにきていますから、これについて撤去してブロックを設
置すると費用もかかりますし、これについてはそのための離岸堤の2基の改良というこ
とで、これは工事が始まっていない、これが問題になっている制度上の問題というこ
とです。2つ目の由利本荘市から何かなかったかということですが、事前に説明に行きました。
先ほど景観の話もありましたが、一方的な事業中止は地元としては困ると、国の制度な
りそういうものがあればやむを得ないだろうと、今後とも海水浴場の維持については力
を入れて欲しいと。それと国と交渉して新たに承認された場合には新規事業として取り組
んでいただきたいという要望がありました。その他話の中で砂浜の利用状況等ありましたが、
理解を得られたものと考えております。

それからアンケート内容の結果ですが、昨年のシーズンのほぼ1ヶ月ぐらいのところ
で550ほどやって、回収率48ということで8.7パーセントになっておりますが、この結果
満足が、青く塗ったところが整備する方向としては望んでいる回答のところですが、こ
れが最大の根拠というわけではなく、財政上これ以上離岸堤の潜堤に、やりたいことはや
まやまですが、事業投資してもある程度満足を得られて、今後周辺の飛砂対策については
単事業で対応していくということで、このアンケート調査が満足というのが最大の根拠
ではなく、事業費の点もご理解いただきたいと思います。

建設交通部：あくまでもこの事業で事業費が厳しいのでやめるという話しではありません。むしろ事業が当初の目的をクリアできたので、これ以上つぎ込む必要がないのではということです。それから、これ以上砂をためた場合に、それがもとで次の問題が起きかねないのではないかと。松富委員からお話しがありましたが、これからの海流の状況によっては最前線が後退したり、前に出たりという変化を生ずると思います。これらについては、我々もこれから注意深く調査して、もし必要であればこれでこの事業が未熟、未完成であったという結論であればその時点でもう一度、一番良い方法で事業に着手するという気持ちであります。少しそのような調査の時間が必要ではないかと思って中止しました。

高橋委員長：ありがとうございました。この件につきましては大体ご意見が出たようですので、その他も含めてご意見ありましたらお願いします。小笠原委員。どうぞ。

小笠原真澄委員：ご説明いただきました「建 - 終 - 20」の岩見川の事業期間 46 年という事業の件です。これはこのようなことはないと思いますが、昭和 33 年からの事業計画ということで、今完成したということで、当初計画と最終計画を比較するという自体もどういう意味があるのかといいますが、当初の計画がこのくらいの事業費だったとも思えませんし、徐々に今で言う再評価などされてきたものとの比較だとは思いますが、住民の方のアンケートと言いましても、住民の方も 46 年も経っていますとどの時点で比べたものやらということで。この終了評価は評価結果によりますと、A ランクになっているのですが、それを鵜呑みにして良いものやら、その辺がわからないのですが質問も的を得ないかもしれません。要するに、こんなに長い期間かかっても終了の評価をしななければならないとしたら、どこの時点と比べたものであるのかを教えてくださいたいと思います。

河川砂防課：事業費、コスト的な比較は当初というのは平成 10 年度で見直した事業費で、最終が今回 15 年度で終了した事業費です。50 年近くかかったということですが、前回平成 10 年にもこの議論は多く出て色々説明しましたが、何れにしても河川事業が長年かかるということで、委員の皆さまからご意見をいただいて重点投資ということで事業を絞りながらその後色々事業箇所数を減らし、現在進めております。昭和 30 年当時は、1 河川 1 事業というように全県の河川改修も進んでいない時点で、洪水が多かった時点では県民の平等性のようなもので、各河川に事業着手して多くの箇所数で事業をやってきました。河川の場合、下流から順次やっていくということで、例えばここも 15 km ということで、長い河川の改修延長です。このようなことで川幅も 100 m 以上の河川でして、用地、地域の補償等の関係もあり、長くかかったものと考えております。事業費について、それだけ多くの数をやったということで、集中投資できなく長くかかったということもあると思います。そのようなことでご理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、評価については、50 年前からのものを今何故評価するのかと言われると非常に辛いのですが、河川の全体計画として下流から一連の全体を一つの事業としてやっておりますので、例えば工区を分けて一つの事業として 5 年計画などでやる事業であれば、こういうことはないのでしょうか、全体計画として河川が一つの事業ということでやっておりますので、このような状況になっております。そういうことで評価が何十年も前にや

ったものも合わせて評価できるのか、といわれるとなかなか答えづらいところもあります。結果的には洪水は昭和 20 年代、40 年代と災害がありました。岩見川では大きな災害が少なくなってきたことは事実です。以上です。

高橋委員長：平成 10 年に再評価にかかったということです。アンケートは今年の 8 月にやられたということです。他にいかがですか。小林委員、どうぞ。

小林委員：アンケートのことですが、1 番の治水についてはどうか、自然環境についてはどうか、親水についてはどうか、これはわかります。6 番の維持管理についてというのはどんなアンケートをしたのか、維持管理者はこの場合は一級河川だとすると、維持管理について住民にどんなアンケートをしたのか、ここだけは異質だと思います。アンケートの答えもこれだけが非常に満足度が低いと言いますか。

河川砂防課：長年やっていて、今回の事業でやったところはどうなのと言われる前に、50 年も前にやっているような川で、維持管理も相当、何 10 年もやってきています。そういう意味で川の状況について県が行っている維持管理について、悪い結果が出るというのはある程度想像できましたが、住民がどのような考えをもっているか、というところを今回こういう長い事業だからこそ維持管理という項目が入ってきたということです。

また、改修した後に、20 年 30 年経っている場所で今回一緒にアンケートの中で聞いていくわけですが、その場合ただ造ったということと言われてもいつ造ったのやらわからない方が多くなっている状況の中で、河川に対する意見を聞くとなれば、改修した場所の維持管理も何十年前の改修をやったところの維持管理も聞いておかないと、ここの全体の事業の意見としてでてこないのかなということ聞いております。

高橋委員長：他にございませんか。羽田委員。どうぞ。

羽田委員：公共下水道に関してお尋ねします。お尋ねしたいのは、「建 - 終 - 3 と 4」ですが、全体的な評価を見ますと B / C の値が 1.09 と 1.1 以下ということで、他の事業に比べて必ずしも高くないと言いますか、「建 - 終 - 3」の 15 ページに B / C の計算の表が載っていますが整備効果の便益の中に公共水域の水質保全、浸水の防除、その他非計上となっています。下水道の目的自体が浸水の防除と水質の保全とあるわけですので、これは載せなくても良いのか、1 を超えているからこれは当然だということなのか、その辺の考え方を伺いしたいと思います。

下水道課：費用便益の算定の件ですが、これまで平成 10 年までは下水道については費用便益算定しておりませんでした。平成 10 年度以降算定することになりました。算出方式は国の基準であると言えばそれまでですが、下水道は集合処理ということだと思いますがその場合、コストと維持管理費を合わせたもの、建設費と維持管理費を合わせたものを個別処理、浄化槽を想定していますが、そのコストの各々の施設の耐用年数を勘案して年あたりのコストに置き換えて算定したものが、阿仁地区でありますと 1.13 となっております。

ます。何故、公共水域の分は算定しないのかということですが、生活環境の改善、公共用水域の水質保全の２つの目標を掲げて進めている事業ですが、ルールとしてはそういうことになっております。

高橋委員長：その他ありませんか。佐藤委員。どうぞ。

佐藤万里子委員：私も下水道課にお尋ねしたいのですが、阿仁地区の県代行事業、過疎地であっても便利な農村が望ましいと思いますので、大変良いことだと思います。代行事業は何年度ぐらいまでを現在目途に、どれぐらい事業が行われているのか教えていただきたいと思います。

下水道課：県の代行事業ですが財政力が脆弱であり、技術力も乏しいというところを県が支援する事業でしたが、この事業については平成 10 年から 15 年度まで旧市町村単位で 6 町村で実施しております。付け加えますと、一定の要件のもとに県代行事業は実施しておりますが、財政力指数、人口規模ということで、この 6 町村が該当になりましたが、これからはずれる過疎町村でしかも財政力が弱いというところについて、羽後町、旧南外村、そこについては県のかさ上げを 10 パーセントやっております。先ほどの県代行事業は補助残の半分ということで、7 町村に支援しております。

高橋委員長：その他ありませんか。松富委員。どうぞ。

松富委員：川の件でお聞きしたいのですが、アンケートにあります、今回 2 つの川が挙がっておりまして、1 つには維持管理のアンケート項目がありません。今回の岩見川に関してはアンケートをしたという気持ちも良くわかりますし、背景もわかります。ただ単に工事が長くなったが故に維持管理が悪くなったという気もしません。それと、こういう結果を得て今後どうようにしていこうと考えておられるのかのお考えをお願いします。

河川砂防課：川の維持管理で住民から維持管理が悪いと言われる一番のものは、川の中に州ができる、木が生える、堤防の草が茂る、これが維持管理上一番苦情の多い件です。ということで河川も長い延長があるので、維持管理する上で全部やるとなると今の財政で非常に厳しい状況です。その中で、今これからきちんとやっていかなければならない目標を県の水防計画に載せている重要水防計画区間については、少なくともその中でも特に河川の洪水時に阻害となるような中州の除去、中に生えている木の伐木等、家屋連担部の堤防の草刈をある程度場所を決めて今やっっていこうとしております。色々要望があっても上流部の大きな影響のないようなところの草刈等については我慢してもらおうという、地域住民の合意を得た上でそのような維持管理の方法をやっっていこうとしております。以上です。

松富委員：今の維持管理というのは自然の木だとか、雑草といいますか草花みたいなものを対象にして維持管理と言われているのでしょうか、それとも堤防みたいなものを造った時に、樋門を造るという管理とかありますが、全てを含んでいるのでしょうか。

河川砂防課：維持管理は全てですが、地元からの要望、苦情というのの殆どは今言った自然土砂、流木、草刈が概要です。

高橋委員長：大体意見が出尽くしたようですので、これまでご審議いただきました建設交通部 24 件の事業、そのうち中止事業 1 件ありますが、一括して妥当としてよろしいでしょうか。次回重点として残すべき事項がありましたらお願いしますが、よろしいでしょうか。建設交通部事業 24 件につきまして県の方針を妥当ということにしたいと思えます。以上をもちまして、議案第 2 号の審議を終わりたいと思えます。次に議案第 3 号ですが、次回の・・・。

石井委員：いまいわからないのは新規評価です。基本計画とか長期計画というのは委員会を作り色々な専門家、住民代表を作って基本構想、基本計画を作りますね。その次の段階で今我々にかかっているのは実施計画に再評価というから 5 年ぐらいかかるものについて出ていますが、長期計画と我々のところに中間の省内、課内とかできてきた実施計画を審査する機関は課だけになっているのか、それで我々のところに突然新規評価として出ているのかということです。どこかで一度外部の人とか住民とかとの打合せなどをするような機会があるのかどうか。それを無しに突然出ているのかという、そうすると私達の責任が非常に重いということになりますので、審議、評価についてです。その点がわからないということで、私はどこかで一回揉んだものを外部とか住民を通り、それから出して割とここに出てくる数字で評価ができると思えますが、それ以外の部分がないとするとただこれだけの数値の羅列で妥当だと判断することができるのかということが心配です。

終了評価については、第 1 回目に出た時にはその意図がわからなく、私がいなかった時に説明されたと思いますが、終了評価にでてくるにも色々なやり方が各課で違っています。違う様式です。出来れば私はその事業が終わったところで、アンケートの総括ではなく事業全体の総括表をつくっていただきたいと思えます。例えば、計画段階でこの中にも費用便益比がありますが、計画段階でその評価を受けた時のどこかで評価、新規か再評価を受けた時の数値と最終的に今回出された数値というのはどういう対応になっているのか、費用はとにかく便益のほうで積算する数値、道路の利用者、台数とかあるように、計画と実際ではどうなっているのかそういう比較できる計画、出された一番最初に計画として出された段階のものを持ってその事業評価をする、再評価がきています。その数値がどうなっているのか最初に出されたものと 2 年後など、どうなっているのか、一応見てそれで最初の段階の見積もりとどうなったのかを比較できるように、これから再評価など出てきた時に参考になるような総括表をつくっていただきたい。最後に住民代表の満足度は別にして、具体的な数値で評価として最初に計画を立てた時と 2 年後に実際になった時はどうなっているのか、データを提示させていただきますと、その次の別の事業を評価する時に参考になると思えます。出来ればそういう総括表を終わった事業についての総括表をつけていただきたい、その時に当初の見込みと違ったと、多分あると思えます。それがこのような段階だと全て隠されていると言いますが、具体的にわからないということになっていますので、出来ればそういうものをつけていただきたいという気持ちがあります。

高橋委員長：今後の審査に今の意見を、石井委員まだ話されたいことがあるかと思いますが、個別に打合せしていただいて、そこら辺どの程度反映できるかどうかご検討いただきたいと思います。最初の新規評価、ご意見出ましたが、ここに上がってくるまでの過程がまだ理解できないというか、飲み込んでおられないということですが、改めて簡単にご説明下さい。

建設交通部：具体例を入れてお話したいと思います。我々が事業に結び付ける事業そのものが、相当大きい長くかかる計画のものと、ここに提示する事業そのものが地域的にあまり期間を要しない、小規模のものとは色々あります。都市計画の街路事業というものを例に挙げれば、これはその都市計画決定する際に法的な手続きで住民の意見を聞かなければいけない、そういう審議する場所があります。そこで審議されて決定された事業について、その際に住民の意見を十分聞きながら計画決定します。まず、第一段階です。それを次に事業に移す際、実際に事業を移す際に法的な手続きとして、住民の意見を聞きながらこの部分を事業に入ります、という手続きをとります。さらにそれを現地におとす際に住民の方々と膝を交えて、計画の説明をした上で事業実施、着手に入ります。そういう意味で色々な事業がありますが、一つは住民の総意を受けた上で事業に結びつけていこうと努力しておりますし、そういう手続きをとりながらやっております。ここに上がってくる事業そのものは、全ての事業と言って良いと思いますが、住民からの意見を聞いた上で計画を立てて、その計画に基づいて住民の合意を得て事業着手しよう、という事業と考えていただいてよろしいと思います。県も実際に事業に着手する場合に、これは全ての事業ではありませんが、金額に限度がありますが、ある限度以上の事業については知事を困らせてこの事業を来年度から着手して良いかどうかという判断を一度していただいた上で、事業に着手するよう個々のところに出すようにしておりますので、今の流れが大体スタンダードな形だと思っていただいてよろしいと思います。

石井委員：それで、我々はどの段階にあるのでしょうか。

事務局：「資料の1」に公共事業箇所評価の実施についてということで、実施計画の抜粋があります。19 ページの2に公共事業新規箇所評価ということについて記載してあります。3.に実施主体ということで、1次評価をして2次評価を総合政策課がやりまして、3回めに知事を交えた新規箇所評価を実施し、実施するか否かという判断をしております。委員の皆さんのご意見については、6.に県民の意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法、ということで本委員会に諮りまして、新規箇所の対応方針に反映させまして、最終的には9.に書いてありますように、事業内容の見直しや事業着手等の対応方針及び予算案に反映させるということです。新規評価の本委員会の位置づけとしましては、知事まで諮った案件について、県民を代表した委員の方々の意見を聴いて、今後の対応方針に反映させるということです。

高橋委員長：そういうことをご了解いただきたいと思います。議案第3号の次回の開催日

について事務局からお願いします。

事務局：次回の開催についてご説明申し上げます。今回は4回目となりますが、来年1月下旬から2月上旬を目途に真木ダムに関する再評価の審議をお願いしたいと思います。日取りが決まりましたら、委員の皆さまにはご連絡致しますのでよろしくお願いいたします。

高橋委員長：今、真木ダムが出ましたが、ここで簡単に報告がありますか。

河川砂防課：真木ダムについてですが、前回委員会で真木ダムの代替案の策定の為に大仙市と県によるプロジェクトチームを作って、現在調査、検討中だという旨を説明しておりますが、昨日このプロジェクトチームの会議を大仙市で開きまして、これも公開ということで協議を行いました。これについては委員の皆さまも新聞報道等でご覧になったと思います。代替案の素案について今現在検討中ということで、この後、12月11日に地元の住民に説明会を開きまして、意見をいただき更に12月の県議会等に諮って意見をいただいて、来年1月には最終のプロジェクトチーム会議を開催して代替案をまとめる予定になっております。この代替案がまとまりましたら、当委員会で真木ダムに関するご審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

《7．その他》

高橋委員長：ということでご了解いただきたいと思います。最後にその他何かございますか。

事務局：本日の議事録については作成の上、委員の皆さまには後日お送りしたいと思います。本日の内容を踏まえまして答申案をこちらで作成し、委員の皆さまに郵送し了解を得たいと思います。その上で知事に答申させていただきますので、よろしくお願い致します。

《8．閉会》

高橋委員長：また各委員のほうへ議事録並びに意見の要約をお送りして、ご意見を伺うということでまとめて知事へ意見を付して答申するとしたいと思いますので、よろしくお願い致します。時間を超過いたしまして申し訳ありません。これを持ちまして本日の委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。